

2015年7月23日制定

## 役員報酬規程

BHNテレコム支援協議会

### (目的)

第1条 本会の役員（理事、監事）への報酬の支払いについては定款第16条に基づき以下の通り規定する。

### (報酬)

第2条 役員報酬は当面は支払わない。

附 則 平成27年4月1日より実施する。

以 上

# 職員賃金規程

BHNテレコム支援協議会

この規程は、本会の職員の賃金に関する事項を定めることを目的とする。ただし、各人の個別の雇用契約内容と相違がある場合は、その契約書が優先する。

## (賃金の種類)

第1条 職員の賃金は、基本給および諸手当とする。

- 2 諸手当は、夏期賞与・年末賞与、通勤手当、超過勤務手当（時間外労働手当、深夜労働手当、休日労働手当）とする。

## (賃金の支給)

第2条 職員の賃金は、法令などに定めるところにより、控除すべき金額を控除し、直接職員の金融機関口座への振込みにより支払う。

## (賃金の支給日および支給方法)

- 第3条 職員の賃金（支給日を別に定め支給する通勤手当および賞与を除く。）の支給日は、毎月25日とする。ただし、その日が職員就業規則17条に規定する休日に当たるときは、その日に最も近い休日でない前日とする。
- 2 職員を賃金の支給日以後月末までに採用し、または復職させたときの賃金は、翌月の支給日に支給する。
  - 3 職員が退職等したときは、前2項にかかわらず、その際、支給することができる。

## (賃金の計算期間)

- 第4条 基本給の計算期間は、当月1日から当月末日とする。超過勤務手当は、前月1日から前月末日とする。
- 2 月の中途における採用、退職等による基本給については、発令の日から起算し、次条に規定する日割計算をもって支給する。

## (日割計算の方法)

第5条 基本給の日割計算は、その月額を1月平均の勤務日数20日で除した額に、その者の当該月における実働日数(休日の日数を除く。)を乗じて得た額とする。

## (労働1時間当たりの賃金額)

第6条 この規程における労働1時間当たりの賃金は、基本給の月額を1月平均の時間数140時間(20日×7時間)で除して得た額とする。

## (端数の取り扱い)

第7条 この規程の定めによって算出した金額に50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げる。

**(基本給)**

第8条 基本給は、職員の職務内容、能力、知識、勤務成績、年齢、社会経済状況・雇用状況、本会の財政状況等を考慮して個別に決定する。

**(昇給)**

第9条 昇給は勤務成績その他が良好な職員について毎年4月に行う。ただし、本会の業績の著しい低下その他やむを得ない事由がある場合は、行わないことがある。

**(夏期賞与・年末賞与)**

第10条 別に定める「賞与・謝礼に関する内規」による。

**(通勤手当)**

第11条 通勤手当は、通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例としている職員に支給する。

- 2 通勤手当は、交通機関利用の運賃については実費とし、最寄りの駅まで自動車等を利用する場合のガソリン代、駐車場代等は支給しない。
- 3 通勤経路は、時間および運賃等の経済性、かつ、通常一般の通勤経路状況から事務局長が承認・決定する。

**(超過勤務手当)**

第12条 超過勤務手当は、所定労働時間を超える労働または休日の労働に対し、労働1時間につき、第6条に定める1時間当たりの賃金額に、労働基準法を考慮し次に掲げる労働の区分に応じた割合を乗じて得た額を支給する。

- 2 時間外労働(17時30分～22時00分、05時00分～09時30分)

時間外労働(1月45時間以下)	1時間当たりの賃金額×125%
時間外労働(1月45時間以上)	1時間当たりの賃金額×135%
深夜労働(22時00分～05時00分)	1時間当たりの賃金額×150%
休日労働(05時00分～22時00分)	1時間当たりの賃金額×135%

(代替休日(以下「代休」という)または振替休日を取得しない場合)

休日深夜労働(22時00分～05時00分)	1時間当たりの賃金額×160%
-----------------------	-----------------
- 3 時間外労働および深夜労働においては、2時間につき15分を休憩時間とし、休憩時間は手当支給の対象外とする。

(例)17:30～22:40まで労働した場合。

17:30～19:30	実働
19:30～19:45	休憩

19：45～21：45 実働

21：45～22：00 休憩

22：00～22：40 実働

＊ 実働時間外労働 4 時間、実働深夜労働 40 分

- 4 時間外労働および深夜労働の 1 ヶ月の実働時間集計において、それぞれに端数の分数が 15 分を超えた場合は 1 時間に繰り上げ、超えない場合は切り捨てる。
- 5 休日労働については、通常労働の勤務形態とし、深夜労働については、前 2 項および 3 項と同様とする。
  - ア 休日労働を行った場合には、その翌日から 30 日以内にその代休を、または同一週内に振替休日を取得することができる。
  - イ 代休を取得した場合は、2 項の休日労働手当は 1 時間当たりの賃金額の 35% を支給する。
  - ウ 振替休日を取得した場合は、2 項の休日労働手当は支給しない。
- 6 時間外労働、深夜労働および休日労働が必要な場合には、事前に事務局長の指示を受ける。また、代休または振替休日の取得においては事前に事務局長の承認を必要とする。
- 7 出張期間中は、時間外労働、深夜労働および休日労働の超過勤務手当は支給しない。ただし、休日に労働することを事務局長に承認を得た場合は、振替休日を取得することができる。
- 8 事務局長、事務局次長の職にある者については、超過勤務手当は支給しない。
- 9 フレックス対象職員が、職員就業規則第 19 条に定める清算期間において、同条 2 項に規定する労働すべき総労働時間を超えて労働した場合、2 項に定める深夜労働の時間帯に行った勤務に関しては 1 時間当たりの賃金額×150%を、それ以外は 1 時間当たりの給与額×125%を支払う。

1991 年 10 月 1 日制定

2007 年 5 月 1 日改正

2012 年 4 月 1 日改正

2016 年 1 月 12 日改正

2016 年 3 月 14 日改正

2016 年 4 月 4 日改正

2016 年 9 月 21 日改正

2018 年 4 月 1 日改正

2018 年 11 月 1 日改正

# 嘱託等賃金規程

BHNテレコム支援協議会

この規程は、本会の嘱託および臨時雇（以下嘱託等という。）の賃金に関する事項を定めることを目的とする。ただし、各人の個別の雇用契約内容と相違がある場合は、その契約書が優先する。

## （賃金の種類）

- 第1条 嘱託の賃金は、嘱託手当および諸手当とする。
- 2 臨時雇の賃金は、臨時雇賃金および諸手当とする。
  - 3 諸手当は、通勤交通費、超過勤務手当（時間外労働手当、深夜労働手当、休日労働手当）とする。

## （賃金の支給）

- 第2条 嘱託等の賃金は、法令などに定めるところにより、控除すべき金額を控除し、直接嘱託等の金融機関口座への振込みにより支払う。

## （賃金の支給日および支給方法）

- 第3条 嘱託等の賃金（支給日を別に定め支給する謝礼を除く。）の支給日は、毎月25日とする。ただし、その日が嘱託等就業規則11条に規定する休日に当たるときは、その日に最も近い休日でない前日とする。
- 2 嘱託等を賃金の支給日以後月末までに採用したときの賃金は、翌月の支給日に支給する。
  - 3 嘱託等が退職等したときは、前2項にかかわらず、その際、支給することができる。

## （賃金の計算期間）

- 第4条 嘱託手当、臨時雇賃金および超過勤務手当の計算期間は、前月1日から前月末日とする。
- 2 月の中途における採用、退職等による賃金については、雇用の日から起算し、次条に規定する日割計算をもって支給する。

## （端数の取り扱い）

- 第5条 この規程の定めによって算出した金額に50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げる。

## （賃金の額）

- 第6条 嘱託等就業規則第3条(1)の①の嘱託に支給する嘱託手当については、別に定める「プロジェクト及びその他従事者に支給する手当内規」による。

2 嘱託等就業規則第3条(1)の②の嘱託に支給する嘱託手当については個別にきめる。

3 臨時雇に支給する臨時雇賃金については個別にきめる。

**(通勤交通費)**

第7条 通勤交通費は、通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例としている嘱託等に支給する。

2 通勤交通費は、交通機関については実費とする。最寄りの駅まで自動車等を利用した場合のガソリン代及び駐車場代等は支給しない。

3 通勤経路は、時間および運賃等の経済性、かつ、通常一般の通勤経路状況から事務局長が承認・決定する。

**(超過勤務手当)**

第8条 超過勤務手当は、1日において実働7時間を超える労働または休日の労働に対し、労働基準法に基づき支給する。

2 時間外労働、深夜労働および休日労働が必要な場合には、事前に事務局長の指示を受ける。また、代休または振替休日の取得においては事前に事務局長の承認を必要とする。

2018年4月1日制定

2018年11月1日改正

## 特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人 BHN テレコム支援協議会	事業年度	2年4月1日～3年3月31日
-----	-------------------------	------	----------------

## 1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

## (1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
会費収入	39,284,000円
寄付金収入	35,776,426円
助成金収入	1,516,803円
補助金収入	172,661,261円
特定非営利活動にかかる事業収入	4,841,319円
受取利息・雑収入	23,363円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	254,103,172円

## (2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
該当なし	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

## (3) その他

該当なし









4 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏 名	寄 附 金 額	受 領 年 月 日
[Redacted]	300,000 円	2020/5/20
[Redacted]	1,000,000 円	2020/7/20.
[Redacted]	252,775 円	2020/7/20.
[Redacted]	1,241,153 円	2021/3/31
[Redacted]	円	. .
[Redacted]	円	. .
[Redacted]	円	. .
[Redacted]	円	. .
[Redacted]	円	. .
[Redacted]	円	. .
[Redacted]	円	. .
[Redacted]	円	. .
[Redacted]	円	. .
[Redacted]	円	. .
[Redacted]	円	. .
[Redacted]	円	. .
[Redacted]	円	. .
[Redacted]	円	. .
[Redacted]	円	. .
[Redacted]	円	. .
合計	2,793,928 円	. .

5 給与の総額等に関する事項 [⑤給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項]

給 与 を 得 た 職 員 の 総 数	左 記 の 職 員 に 対 す る 給 与 総 額
42人	36,575,615 円



認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 BHN テレコム支援協議会	チェック欄
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること イ 従業員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること (1) 役員及びその親族等 (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 ロ 各社員の表決権が平等であること ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと		✓

イ.

区 分	項 目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
㉔	1年4月1日～2年3月31日	40人	0人	0%	7人	17.5%
㉕	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
㉖	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
㉗	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
㉘	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
㉙	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
申請時		人	人	%	人	%

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員状況」から転記してください。

(注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

(注意事項)

- 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉕ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

ニ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑～㉖」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉖」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉖」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ ニにおいて、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人 BHN テレコム 支援協議会	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員数		40人	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		7人	人	人	人	人	人	人

役員 の 内 訳											
氏 名	住 所	職名	続柄等	就 任 等 の 状 況							就任・退任 年月日
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時	
相澤 紘史		理事		○							平成22年6月 25日就任
赤生 邦雄		理事		○							令和2年9月 18日就任
赤羽根 靖隆		理事		○							平成29年7月 1日就任
荒木 正		理事		○							平成30年9月 20日就任 令和2年9月 18日退任
有馬 修二		理事		○							平成27年7月 1日就任
伊藤 雅樹		理事		○							平成29年6月 15日就任
井上 友二		理事		○							令和元年7月 1日就任
今井 正道		理事		○							令和元年7月 1日就任







森本 吉彦	理事	○								平成26年6月 18日就任
山下 俊一	理事	○								平成17年7月 1日就任
山下 孚	理事	○								平成24年6月 20日就任
山中 淳司	理事	○								平成30年9月 20日就任
山本 恭子	理事	○								令和2年12月 18日就任
吉岡 義博	理事	○								平成27年7月 1日就任
吉村 美奈子	理事	○								令和元年7月 1日就任
野中 正晴	監事	○								令和元年7月 1日就任
宮原 克元	監事	○								平成29年7月 1日就任

(注意事項) 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

## 帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人BHNテレコム支援協議会		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	会計ソフト(会計王)使用 ルーズリーフ	毎月	10年
仕訳帳	会計ソフト(会計王)使用 ルーズリーフ	毎月	10年
給与台帳	給与ソフト(弥生21)使用 ルーズリーフ	毎月	10年
海外拠点経費一覧表	エクセル ルーズリーフ	毎月	10年
入金伝票	単票 ルーズリーフ	都度	10年
支払伝票	単票 ルーズリーフ	都度	10年

## (記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初業)

法人名	特定非営利活動法人 BHN テレコム支援協議会	チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること		✓
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと		
ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと		
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること		
ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること		

イ.

項目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次業)」(ハ及びニ) の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名	特定非営利活動法人BHN テレコム支援協議会	チェック欄				
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		✓				
<p>イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等</p> <p>ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類</p> <p>ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類</p> <p>ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程</p> <p>ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類</p> <p>ヘ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類</p>						
<p>次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。</p> <p>※閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。</p>		<table border="1"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">同意</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(○) する</td> <td style="text-align: center;">しない</td> </tr> </table>	同意		(○) する	しない
同意						
(○) する	しない					
イ	<p>① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面)</p> <p>② 役員名簿</p> <p>③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)</p>					
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類					
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類					
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程					
ホ	<p>次の事項を記載した書類</p> <p>① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項</p> <p>② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項</p> <p>③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引</li> <li>・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引</li> </ul> <p>④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日</p> <p>⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項</p> <p>⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日</p> <p>⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日</p>					
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し					

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人BHNテレコム支援協議会
-----	-----------------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄				
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無					
a	b	c	d	e	f
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄					
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無						
a	b	c	d	e	f	申請時
有・ <b>無</b>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
注・認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。						

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄		
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人BHN テレコム支援協議会	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 <sup>(註1)</sup> 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ニ 暴力団の構成員等 <sup>(註2)</sup> 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人(認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります)。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		✓

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
ニ	暴力団の構成員等の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>

2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい <input type="radio"/> いいえ <input checked="" type="radio"/>
---	-----------------------------------	---

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい <input type="radio"/> いいえ <input checked="" type="radio"/>
---	---------------------------	---

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい <input type="radio"/> いいえ <input checked="" type="radio"/>
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい <input type="radio"/> いいえ <input checked="" type="radio"/>
---	---	---

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい <input type="radio"/> いいえ <input checked="" type="radio"/>
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい <input type="radio"/> いいえ <input checked="" type="radio"/>